

令和8年度 シニア教室実施要項

1 目的

高齢者の特技、知識を高齢者同士が教えたり、習ったりすることにより、社会参加の意識の
昂揚、教養の向上及び相互の親睦を図り、高齢者の生きがいを増進する。

2 対象者区分

教える人（講師）、習う人（受講者）としてこれを区分する。

3 対象者

教える人、習う人とも市内居住の 原則60歳以上（令和9年3月時点）の者。

4 実施期間・実施回数等

- (1)実施期間は毎年4月から翌年3月までの1年間とする。
- (2)原則として、年間を通じて行うこと。
- (3)実施回数は1教室につき年間 42 回以内、月4回以内、週1回以内を限度とし、翌月への繰越
は認めない。また1回につき原則1時間 30 分以上2時間以内とする。ただし、調理を伴う教室に
ついては、この限りではない。

5 実施場所

福岡100プラザ（以下「プラザ」という。）又は老人いこいの家等において実施する。この他
の実施場所については、市と指定管理者と協議の上決定する。
なお、実施方法について、オンライン配信等での実施も可とする。

6 運営

教室の運営は、本実施要項に基づき、プラザの指定管理者が行う。

7 募集方法

- (1) 1年に1回教える人、習う人の募集を、期間を定めて行う。
- (2) 募集にあたっては、福岡市福祉局高齢福祉課と調整の上、市政だより等で広報を行う。
- (3) 申し込み先は教室を実施する区のプラザとする。
- (4) 開講を希望する教える人に対し、指定管理者より本実施要項を提示する。

8 教える種目について

- (1) プラザの施設内、老人いこいの家等で実施できる内容のものとする。
- (2) 次の種目は原則認めないものとする。
 - ①新たにプラザ施設や備品等の整備を必要とする種目
 - ②グラウンド・ゴルフやゲートボールなど屋外で実施するもの
 - ③老人いこいの家でのカラオケ教室
 - ④その他開設が困難であると判断したもの

9 教える人の申込み及び開講の仮決定について

- (1) 開講を希望する教える人は、本実施要項の内容に同意の上、下記の申込事項を明記したシニア
教室「教える人」申込書（様式1）をプラザの指定管理者に提出しなければならない。
 - ①住所、氏名、年齢、連絡先の電話番号
 - ②教えたい種目
 - ③都合のよい曜日、時間

- ④希望場所
 - ⑤経験または資格等
 - ⑥教材費、原材料費が必要な場合、およその金額
 - ⑦オンライン配信等での実施について
 - ⑧その他必要な事項
- (2) 教える人は7プラザ及び全区の老人いこいの家を合わせて3教室まで申し込みができるものとする。
- (3) 老人いこいの家での実施を希望する者（前年度実施した者も含む。）は、事前に希望する老人いこいの家の鍵管理人に実施の承認を得た上で、シニア教室「教える人」申込書（様式1）に署名をとること。また、希望する老人いこいの家において、当該年度中に鍵管理人の変更が予定されている場合は、新しい鍵管理人が決まり次第、承認を得ること。
- (4) 指定管理者は、現在開設している教室及び過去において開設した教室のうち、次に該当する教室については、開講を希望する教える人の申込みを受け付けることができないものとする。
- ①福岡市立老人福祉センター条例第5条及び同条例施行規則第6条各号に規定する利用者の遵守事項を守らない教室
 - ②福岡市立老人いこいの家条例第3条及び同条例施行規則第3条各号に規定する利用者の遵守事項を守らない教室
 - ③12月末時点において、当初申込みをした「習う人」の6割以上が辞めた、又は、長期欠席している教室
 - ④あきらかに教室としての運営がなされていないとみられる教室
 - ⑤下記10に規定する「教える人の責務」を果たさなかった者
- (5) 指定管理者は、教える人の申込みを受け付けたあと申込書の内容を精査し、開講可能な年間実施回数を上限として教室開講の仮決定を行い、高齢福祉課に開講（予定・決定）一覧表（様式2-1）及び開講（予定・決定）種目別集計表（様式2-2）を提出すること。

10 教える人の責務

- (1) 年度当初の教室の開講日までに、教室の実施計画書をプラザへ提出し、毎月3日までに、前月の教室の実施報告書をプラザへ提出しなければならない。
- (2) 習う人から教材費、原材料費等を徴収する場合は、プラザに収支報告書を提出すること。
- (3) 教室を実施する場所の整理整頓に努めなければならない。
- (4) 教室の実施にあたってはプラザを管理する指定管理者の指示に従うこと。
- (5) 老人いこいの家の鍵管理人もしくは公民館との併設の老人いこいの家にあつては公民館長に、必要に応じて教室の利用計画表を提出すること。

11 講師謝礼

- (1) 教える人については謝礼金を支給するものとする。金額については、1回（原則1時間30分以上2時間以内）あたり2,260円以内とし、毎年度教室開設数と予算額を検討して市が決定するものとする。
- (2) 教える人からの毎月の実施報告書に基づき、四半期ごとに教える人名義の口座に振り込むものとする。
- (3) 謝礼金は、実際に教室を行ったものに限り支払うものとする。（自習は支払いの対象外とする。）

12 習う人の申込みについて

- (1) 受講希望者は、申込書に必要事項を記入して提出しなければならない。（申込書は各プラザで作成するが、希望教室名のほか氏名、生年月日、年齢は記入必須事項とする。）
- (2) 習う人は7プラザ、全区の老人いこいの家を合わせてひとり3教室まで申込みができるものとする。

- (3) 申込み者が多い教室は新規申込者を優先のうえ抽選等を行い、指定管理者が習う人を決定する。

13 教室の開講

- (1) 教室は原則10人以上の習う人をもって開講の目安とする。ただし、DIY・キッチンスペースを活用する教室で施設の収容人数に制約があるものは個別に協議を行う。
- (2) 定員については、種目内容や実施場所等を考慮の上、原則10人以上で指定管理者が決定する。
- (3) 指定管理者は高齢福祉課が指定する年間実施回数の範囲内で開講を決定し、教える人、習う人にその旨連絡すること。
- (4) 指定管理者は開講を決定した内容について、本実施要項「9 教える人の申込み及び開講の仮決定についての(5)」において、仮決定時に高齢福祉課に提出していた、様式2-1及び様式2-2を決定した内容に合わせて修正し、開講（予定・決定）一覧表（様式2-1）及び開講（予定・決定）種目別集計表（様式2-2）として高齢福祉課に提出すること。
- (5) 年度途中の教室の開講は原則認めない。ただし、市の予算の上限に達していない場合は、概ね4か月以上の開講期間を目安とし、期間の途中からでも教室を開講できるものとする。
- (6) 指定管理者は、開講が決まった教室の教える人に、事前説明会を実施し、必要な事項を説明すること。
- (7) 指定管理者は、教室の開講が決定した場合、速やかに実施する老人いこいの家の鍵管理人に、当該老人いこいの家の開講予定表（様式3）をもって通知するものとし、公民館併設の老人いこいの家で実施する教室については、講師・受講者名簿（様式4）をもって通知するものとする。
- (8) 指定管理者は、習う人が教室をのべ2か月以上無断欠席した場合又は習う人の都合によりのべ3か月以上欠席する場合は、受講者名簿から除籍することができる。
- (9) 習う人 1 人につき月 1 回の受講機会を確保することとする。

14 オンライン配信等での実施について

- (1) 指定管理者は、教える人と協議しながら、各プラザで対応可能な実施方法について、事前に決定しておくこと。なお、実施方法は毎回同じでなくても可とする。
- (2) 指定管理者は、教える人が オンライン配信等での実施を希望する場合は、実施に必要な環境を整えるよう努めなければならない。

15 ステップアップ支援について

- (1) ステップアップとは、各プラザの合同発表会以外の場で「各教室で制作した作品や『教える人』が制作した作品について販売、展示すること」「各教室の成果をステージ発表する」等のことである。また、市が実施する「スタンバイ！」への登録を促し、福岡100プラザ外における活動が支援できるように幅を広げることも含まれるものとする。
- (2) ステップアップ支援とは、教える人・習う人が上記ステップアップにチャレンジする場合に、相談したり、支援を受けたりすることができることをいう。
- (3) 指定管理者は、ステップアップ支援を希望する教室・コーディネーターと連携し、支援を実施すること。

※年度の途中からでも支援は希望できます。

16 受講料

習う人の受講料は無料とする。

ただし、必要な教材費、原材料費などは習う人が負担するものとする。

17 道具等の貸出し

教室運営に要する物品は、プラザに現存する物品を貸与することができる。

18 シニア教室の新規教室の開講に向けた取組みについて

シニア教室の新規教室の開講に向けた取組みとして、特技、知識を初めて人に教える人などを対象とし、教える人（講師）にチャレンジする場（以下、「タメシバ」という。）を提供することができる。タメシバの開講に向けては、希望者が安心してタメシバの開講ができるよう、指定管理者は、希望者に事前面談を行い、申込時から当日の運営に至るまで、段階的かつ継続的な支援を行う。

なお、本実施要領の内容を適用するが、「4 実施期間・実施回数等」、「5 実施場所」、「9 教える人の申込み及び開講の仮決定について」、「11 講師謝礼」及び「13 教室の開講」は以下のとおりとする。

(1) 実施期間・実施回数等

- ①実施期間は毎年4月から翌年3月までの1年間とする。
- ②実施回数は、指定管理者と教える人との協議の上で決定を行うが、1教室につき原則3回程度、1回につき原則1時間以上2時間以内とする。

(2) 実施場所

原則福岡100プラザとするが、老人いこいの家での実施を希望する場合は、事前に指定管理者と教える人との協議の上決定する。

(3) 教える人の申込み及び開講の仮決定について

- ①タメシバ開講を希望する教える人は、本実施要項の内容に同意の上、下記の申込事項を明記したタメシバ「教える人」申込書（様式1－2）をプラザの指定管理者に提出しなければならない。
 - ア 住所、氏名、年齢、連絡先の電話番号
 - イ 教えたい種目
 - ウ 都合のよい曜日、時間
 - エ 経験または資格等
 - オ 教材費、原材料費が必要な場合、およその金額
 - カ その他必要な事項
- ②教える人は7プラザ及び全区の老人いこいの家を合わせて3教室まで申し込みができるものとする（シニア教室は除く）。
- ③開講場所は、原則福岡100プラザとするが、老人いこいの家での実施を希望する場合は、事前に指定管理者と協議のうえで、タメシバ「教える人」申込書（様式1－2）の⑥に老人いこいの家の名称及び老人いこいの家の鍵管理人の承認署名を受け提出すること。また、希望する老人いこいの家において、当該年度中に鍵管理人の変更が予定されている場合は、新しい鍵管理人が決まり次第、承認を得ること。
- ③指定管理者は、現在開設している教室及び過去において開設した教室（シニア教室を含む）のうち、次に該当する教室については、開講を希望する教える人の申込みを受け付けることができないものとする。
 - ア 福岡市立老人福祉センター条例施行規則第6条各号に規定する利用者の遵守事項を守らない教室
 - イ 福岡市立老人いこいの家条例施行規則第3条各号に規定する利用者の遵守事項を守らない教室
 - ウ 当初申込みをした「習う人」の6割以上が辞めた教室
 - エ あきらかに教室としての運営がなされていないとみられる教室
 - オ 上記10に規定する「教える人の責務」を果たさなかった者
- ④指定管理者は、申し込み前に事前相談を希望するものには、申込書の記載方法等、段階的かつ継

継続的な支援を行う。

- ⑤指定管理者は、教える人の申込みを受け付けたあと、申込みした者と面談し、申込書の内容を精査し、教室開講の仮決定を行う。

(4) 講師謝礼

教える人（講師）にチャレンジする場という趣旨から、タメシバの教える人については謝礼金を支給しない。

(5) 教室の開講

- ①教室は原則８人以上の習う人をもって開講の目安とする。ただし、DIY・キッチンスペースを活用する教室で施設の収容人数に制約があるものは個別に協議を行う。
- ②定員については、種目内容や実施場所等を考慮の上、原則８人以上で指定管理者が決定する。
- ③指定管理者は開講を決定し、教える人、習う人にその旨連絡すること。
- ④指定管理者は開講を決定した内容について、タメシバ開講決定一覧表（様式２－３）及び開講決定種目別集計表（様式２－４）として高齢福祉課に提出すること。
- ⑤指定管理者は、開講が決まった教室の教える人に、事前説明会を実施し、必要な事項を説明すること。
- ⑥指定管理者は、教室の開講が決定した場合、速やかに実施する老人いこいの家の鍵管理人に、当該老人いこいの家のタメシバ開講予定表（様式３－２）をもって通知するものとし、公民館併設の老人いこいの家で実施する教室については、タメシバ講師・受講者名簿（様式４－２）をもって通知するものとする。
- ⑦指定管理者は、習う人が教室をのべ２回以上無断欠席した場合や習う人の都合により欠席する場合は、受講者名簿から除籍することができる。

19 その他

- (1)実施にあたっては、必要に応じプラザ内において合同の調整会議を行うものとする。
- (2)指定管理者は管理するプラザの所在地の区の老人いこいの家で実施するものを取りまとめること。
- (3)老人いこいの家の利用にあたっては、老人いこいの家鍵管理人もしくは公民館との併設の老人いこいの家にあつては公民館長、校区の老人クラブ会長等と連携をとりながら行うこと。
- (4)指定管理者は、他の行事との日程調整や教える人の辞退等の運営上の理由がある場合、該当する教室を休講または閉講することがある。
- (5)休館等により教室が使用できない期間については、指定管理者が教える人と協力して代替会場を確保する。
- (6)この要項に定めがない事項は市と指定管理者が協議の上決定するものとする。

附則（令和７年11月14日）

この要項は令和８年度の募集から適用する。